

第 717 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 2 年 7 月 1 3 日（月）

午後 3 時 28 分開会

○若年支援課長 それでは、本日の傍聴人等をご案内いたします。

傍聴人は 9 名となっております。

それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、委員の交代についてです。第 5 号、東京都の職員の森山委員の後任として、都民安全推進本部総合推進部長の加藤英典でございます。

○加藤（英）委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 同じく、第 5 号、東京都の職員の西尾委員の後任として、福祉保健局児童相談センター次長の新内康丈委員でございます。

○新内委員 よろしく申し上げます。

○若年支援課長 同じく、第 5 号、東京都の職員の内田委員の後任として、教育庁地域教育支援部統括指導主事、高島由紀子委員でございます。

○高島委員 高島でございます。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 どうぞよろしくお願いいたします。

また、現在ご出席いただいております委員の方は 19 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 ただ今から第 717 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

新型コロナウイルスの影響で、長らく開催が難しい状況が続いていました。本日はようやくの開催でございます。委員の皆さま、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

議事の 2、条例に基づく事務の施行経過説明について、事務局から説明をお願いいたします。

なるべく審議会が長時間にならないように、手短に、かつ簡潔な説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等につきまして説明をいたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきました

いと存じます。前回の審議会以降の2月10日から7月12日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめてございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については、1誌を指定図書類とすること、1作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

2月13日にプレス発表、店舗および関係団体等への周知を行い、不健全図書については2月14日に告示、優良映画については2月18日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリールール講座」を合計37回開催いたしました。

また、下段になりますが、本日の審議会に先立ちまして、7月8日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、「自主規制団体からの聞き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2ページには、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、3ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

4ページから6ページにかけては、東京都青少年健全育成協力員の2月から6月までの活動状況を載せてございます。4ページが2月報告分、5ページが3月報告分、6ページが6月報告分となっております。

東京都青少年健全育成協力員は2年の任期となっております。本年4月以降、順次新たに委嘱を行っているところでございます。6ページ左上にございますけれども、7月1日時点までに委嘱しております協力員は826名でございます。

続きまして、7ページからは都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。7ページには2月分、8ページには3月分、9ページには6月分の実施状況をそれぞれ記載してございます。いずれに月につきましても、問題があった店舗については、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。なお、4月および5月につきましては立入調査を実施してございません。

続きまして、10ページ以降でございます。雑誌・ビデオ等に関する自動販売機の届け出等の2月から6月までの施行状況を記載してございます。

11 ページでございますが、4月1日現在の資料でございますけれども、下段、③の自動販売機立入調査についてでございますが、4台について調査を行いまして、廃止届のないものが2台ございました。

こちらの2台は、平成28年7月にも調査を行い、廃止届が提出されていないものとして設置者・管理者に届け出を出すよう通知したものの連絡がつかないままとなっていたものでございます。

12 ページをご覧くださいと存じます。この5月1日現在で、総数のところに、前月比マイナス2、前月比マイナス3となっております。先ほど説明申し上げましたものと同様に、令和元年6月に調査して廃止届を出されておらず、設置者・管理者と連絡がつかないままとなっていた江戸川区の1台と合わせまして、このたび職権で一覧表から削除をしております。足立区および江戸川区の2カ所3台の減とさせていただきます。

また、15 ページ以降でございます。15 ページには、令和元年度の東京都青少年健全育成協力員による環境改善活動の累計を、16 ページには、立入調査等の実施状況等の累計を、17 ページには、令和元年度の自動販売機届け出状況等の累計をそれぞれ掲載させていただいております。

事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 ご説明、ありがとうございます。

前回開催から今日までの施行経過の説明と、それから併せて令和元年度の累計報告、その2点についてご報告がありました。

ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくをお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

皆さまのお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説

明いたします。

計 3 誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第 1141 号でございます。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類および指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和 2 年 1 月 29 日から令和 2 年 6 月 22 日までの間に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計 325 誌のうちから、9 ページ、10 ページに記載してございます条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号 1 が「DEAR+COMICS『業務上過失ポルノ』」、令和 2 年 6 月 15 日付で株式会社新書館より発行されております。過去 1 年間の指定はございません。

番号 2 が「BANBOO COMICS REIJIN UNO『ウサギちゃん、どシコリ申し上げます』」、令和 2 年 3 月 20 日付で株式会社竹書房より発行されております。過去 1 年間の指定は 1 回です。

番号 3 が「KiR comics『濡れトロ 3 P 大人のオモチャモニター 上』」、令和 2 年 2 月 29 日付で株式会社 CLAP コミックスより発行されております。過去 1 年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。

該当指定基準は、いずれも施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害する恐れがあるものでございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、7 月 8 日に自主規制団体から意見を聴取して、3 ページから 5 ページに取りまとめてございます。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は 14 名の方が出席されました。

番号 1 「DEAR+COMICS『業務上過失ポルノ』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が 12 名です。その主な内容は、「ドラマは丁寧に作られており、卑わい感が先行しない。しかし、性行為の場面において

は、性器の修整を施すよりも性器を中心に演出している印象を与えており、成人向き。指定該当」などがございます。

「指定非該当」の意見の方はおらず、保留の方が2名おられました。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

番号2「BANBOO COMICS REIJIN UNO『ウサギちゃん、どシコリ申し上げます』」です。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が8名です。その主な内容は、「全体的に性交シーンが目につく中、性器が必要以上に目立つ。処理しているようにも見えるが、露出が多くてかえって卑わい。指定該当」などがございます。

「指定非該当」の方は5名で、その主な内容は、「男性向け性風俗店での出会いが純愛に発展した内容であり、双方の合意の上で性行為が行われており、暴力性は感じない。性器の修整もぎりぎり許容範囲ではないかと思える上、実際に性器を挿入しての性行為は比較的少ない。指定非該当」などがございます。なお、保留の方が1名おられました。

5ページをご覧ください。

番号3「KiR comics『濡れトロ3P 大人のオモチャモニター 上』」です。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が9名です。その主な内容は、「もともと擬音と汗を含む体液描写が多い作家だと思うが、それを差し引いても、性行為の描写において読みづらくなるほど擬音と体液が多い。人格否定はないものの、設定とはいえ性器を中心とした器具描写が多い。性器の修整は一定程度なされているが、総合的に判断して指定やむなし」などがございます。

「指定非該当」の方は2名で、その主な内容は、「性器に器具を装着し、その存在を際立たせているものの、白抜きの修整は徹底しており、配慮を評価したい。拒絶を示す人物に器具をもって迫り性交を求める部分は人格が尊重されていないと見る向きもあるかと思われるが、基本的に合意の上、友好的な性交である。判断が極めて難しいが、指定非該当」などがございます。なお、保留の方が3名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、ご質問ございますか。

では、ないようですので、調査に入りたいと思います。よろしく願いいたし

ます。

(図書審査)

○会長 そろそろ、委員の皆さま、いかがでしょうか。

では、皆さま、図書類をご覧いただけたようですので、それぞれの委員の方からご意見をお伺いしてまいります。

まずは、山本委員から、よろしくお願いします。

○山本委員 3誌いずれも指定該当と考えます。

その理由といたしましては、まず1誌目でございますけれども、これについては性器の描写がリアル過ぎるところでございます。

2誌目については、擬音、体液描写、そして性描写が多く描かれているといったところでございます。

あと、3誌目については、これについても擬音と体液、そして器具の描写が多いということで、いずれも青少年の健全育成を阻害するものというふうに考えますので、指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

次に、I委員、お願いいたします。

○I委員 3誌とも指定該当でお願いします。

1誌目は、本当に体液描写が多いですし、性器部分の修整がほとんどなくて、打合せ会の意見に業界物でお話はしっかりしているとあると書いてあるんですけど、私にはそうは感じられませんでした。

2誌目ですが、この出版社はこれまでも何度か指定を受けていて、注意をしているんだろうと思いますけれども、これもやはり性交描写のみで卑わい感がとても強いと思います。

第3誌のですけれども、最初からいきなり器具の描写だとか、強引で気絶させるような暴力を感じさせる。これは青少年には本当にふさわしくないと思います。

3誌とも指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次に、A委員、お願いいたします。

○A委員 この3誌は、2月に出たのと、3月に出たのと、6月に出たもので、久しぶりにこの会が開かれることによってBL3誌になっているんですね。それで、それぞれは電子配信

されたものを書籍化していると聞いております。特に3誌目なんかは「上」しか出ていないところ、「下」はまだ出てないのかもしれませんが、「下」も電子では配信されていると思います。

今、書店に並ぶこういうものは、大体、電子配信が先になりまして、それから書籍化という動きに変わってきております。それで、在宅勤務が多い中、いらつきみたいなものから、こういうものが過激になる傾向があるような気もちよっとするんです。その辺は個人的見解ですけども、今回見ますと、それぞれ3誌とも問題点はあると思います。

まず「業務上過失ポルノ」という作品は、これはストーリーも絵もしっかりしたもので、読んでいてそれなりに流れはつかめると思います。ところが、男性器の描写が、ただ白線だけを掛けてあるだけで、そのまま露骨で、やはり挿入しているところとか、具体的に性交シーンが何回も出てきますし、「打合せ会」でもほとんどの方が指定やむなしとしたように、私もこれは指定やむなしだと思います。

2冊目は、これはちょっとコミカルなんですけれども、意見が割れたのは、この程度だと遊びの感覚でいいんじゃないかと、暴力性も、人格否定もないしというところもあると思うんですけれども、性交シーンとか擬音、擬態なんかもちよっと多いんですよ。コミカルに描かれながら、しかし性交シーンがこんなにたびたび繰り返されて、これも指定該当だと思います。

3誌目ですが、登場する主役の主人公の人が少年っぽいんですよ。かわいい男の子で、3Pとか、それで大人たちが、この子との性交シーンや、擬音、擬態が非常に多くて、やはりこれも青少年にはふさわしくないと思います。これも指定やむなしだと思います。

3冊とも指定やむなしでお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、C委員、お願いいたします。

○C委員 私も三つとも指定該当でお願いしたいと思います。

1番目は、性器の消しが甘いのではないかという点で、問題があると思っています。

2番目と3番目は、消しは1番に比べたら努力はされているとは思いますが、全体にわたって性行為の頻度が多いかなと、ボリュームがその部分がちよっと多いかなと思いますので、いずれについても指定該当ということでお願いします。

○会長 では、次に小澤委員、お願いします。

○小澤委員 3冊とも指定該当でお願いいたします。

1冊目につきましては、性器の描写がリアルであるということ。また、2冊目と3冊目につきましては、性交シーンが多過ぎるということで指定該当とっております。

○会長 ありがとうございます。

次に、G委員。

○G委員 3誌とも、全編にわたっての性描写の多さからして、指定該当やむなしと思います。

ただ、1冊目の「業務上過失ポルノ」は、本当に内容がよくできてたなというところが、モザイクうんぬんの話じゃないかもしれないんですけども、ちょっともったいないというのが心残りですが、3冊とも指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

では、J委員。

○J委員 3冊とも指定該当でお願いをしたいと思います。

1冊目は、性器の消しが甘いということと、2冊目、3冊目は性行為の頻度が多いということが理由です。

○会長 ありがとうございます。

次がE委員、お願いします。

○E委員 3誌とも指定該当と思います。

○会長 では次、H委員。

○H委員 私も3誌とも指定該当でお願いをいたします。

書かれる方は、もっと意識をして、指定該当にならないようにちょっと工夫をすればいいのになっていつも思っているんですけども、それだとやっぱり刺激が少ないから、こういうコロナのときでもありますので、あえて刺激が多いように書いているのかなという印象です。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、加藤英典委員。

○加藤（英）委員 私も3冊とも指定該当だと考えております。

1冊目は、性器の部分の修整がほとんどないということで、非常に露骨な印象を受けます。

それから、2冊目、3冊目につきましては、やはり性交描写が多いということ、それから

擬音や体液の描写があまりにも露骨というかりアルだと思えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、D委員。

○D委員 3冊とも成人向け図書だと思えます。

○会長 ありがとうございます。

B委員。

○B委員 3冊とも指定該当でお願いいたします。

1冊目は、とにかく消しが甘い。さっきA委員がおっしゃったように、白い白線で上になぞってあるだけということ。

それから、2冊目は、性行為の描写が多過ぎますし、擬音が多過ぎます。

それと3冊目は、もちろん性交場面が多いんですが、電車の中、痴漢行為ではないんですが、そういうものを助長するのではないかということと、あと公共のトイレを使ってという、その辺りのちょっと卑わいさというか、いかがなものかと思えます。

3冊とも指定該当でお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

その次、新内委員、お願いいたします。

○新内委員 私も3冊とも指定該当と考えます。

3誌とも性交の描写が多過ぎて、ことさら強調するような流れとなっていますので、性的感情を刺激して、青少年の健全な成長を阻害する恐れが十分にあると考えます。

○会長 ありがとうございます。

次に、川西委員。

○川西委員 私も3冊とも、全般にわたって性交シーンが多くて卑わい性が強いと感じますので、指定該当でお願いしたいと思えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次がF委員。

○F委員 私も、1誌目は、男性器の消しが大変甘いという点で、2誌目は、前半はちょっと

おとなしいかと思ったんですが、中盤以降、激しい性描写がたくさん出てくるということ、3誌目は、器具を使つての複数人での性行為の描写が激しくあるということで、3誌とも指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

その次がK委員、お願いします。

○K委員 私も3誌とも指定該当でお願いします。

1誌目は、明らかに修整がほとんどされてないということ。

2冊目、3冊目は、性器の修整は、甘いんですけど、一応は修整はしていますけれども、ストーリーというか描写として性行為の描写があまりにも多いということで、青少年にはふさわしくない図書だと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、高島委員。

○高島委員 私も3誌とも指定該当でお願いしたいと思います。

1誌目は、性器の描写が非常にリアル過ぎる。ちゃんと修整がなされていない。2誌目は、大変性行為の描写が多い。3誌目も、大変性行為の描写が多いと考えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、会長代理、お願いします。

○会長代理 3冊とも指定該当でお願いします。

1冊目は、性器の描写がリアルで、十分な修整がなされていないと思います。2冊目、3冊目は、性交シーンが非常に多いということで、卑わいな感じを与えていると思います。3冊とも指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

最後に私ですが、1冊目は修整が十分にされていないというのが、一番大きいと思いました。

2誌目、3誌目は、性交シーンがほぼ全編に行き渡っていますし、全体として卑わい感、露骨感が私には強く感じられました。青少年には向かない本だろうと考えます。

以上でございます。

では、3誌につきまして、委員の皆さま、3誌全て指定該当だということでございますので、それで答申したいと思えますけれど、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から他の連絡事項、お願いいたします。

○若年支援課長 まず、優良映画の推奨についてでございます。

前回の審議会でご案内をし、皆さまにご審査いただきました映画『花のあとさき ムツバあさんの歩いた道』でございますけれども、既に6月1日に公開をされたということで申請が取り下げられてございます。

皆さまにはお忙しい中、審査いただいたにもかかわらず、大変申し訳ございません。

次に、13ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申出でございます。2月処理分は、メールによるものが3件ございました。

1件につきましては、都が推奨した優良映画に関するご意見でございます。平成30年12月に推奨した『ねことじいちゃん』につきまして、「室内飼育をすべき猫を放し飼いにしている話であり、動物愛護法に違反している。推奨を取り消してほしい」という内容の申出でした。当該作品は、地域での触れ合いを描いた物語であり、法令違反を助長しているものでございます。こちらは審議会の答申を受けて推奨を決定したものでございますので、申出についてはご意見として受け止めることといたしてございます。

また、2件につきましては不健全図書の指定に関するもので、このうち1件につきましては、「販売されているコミックで、ストーリーのほとんどが性行為や性的な描写に割かれている。性的な刺激が大変強く、多感な時期である青少年がこの本を読むことで、興味本位で性行為をしかねないと思う」という内容の申出でした。こちらにつきましては、令和2年1月に申し出があったものと同じ図書類に関するものでございまして、前回同様、条例施行規則第15条第1項第1号の指定基準には該当しないと判断をしてございます。

残りの1件につきましては、「販売されている図書類で、主人公が麻薬漬けセックスで廃人にされ、復讐するため相手を拷問やレイプで服従させていくストーリーが展開されている。このような作品は、著しく性的感情は刺激し、青少年の健全な成長を阻害する恐れがある」という内容の申出でございました。事務局において申出のあった図書を確認したところ、魔法のある世界で主人公が復讐することが中心のストーリーでございまして、強姦場面や拷問

場面は多少ございますけれども、条例施行規則第 15 条第 1 項の指定基準には該当するものとまではいえず、不健全図書類として諮問するには至らないと判断をしております。

都民の申出の 3 月処理分は、メールによるものが 3 件ございました。

いずれも不健全図書の指定に関する事で、このうち 1 件につきましては、現在、週刊誌で連載されている作品のコミックを不健全図書に指定してほしいという申出でございました。事務局において申出のあった図書を確認したところ、女性が暴行を受けるシーンはあるものの、条例施行規則第 15 条第 1 項の指定基準に該当せず、不健全図書類として諮問するには至らないものと判断をしております。

また、1 件につきましては、先ほどご説明いたしました 2 月処理分および 1 月処理分にもありましたものと同じ図書類に関するものでございました。こちらにつきましても同様に、条例施行規則第 15 条第 1 項第 1 号の指定基準には該当しないと判断をしております。

また、残りの 1 件につきましては、都が指定した不健全図書類の指定についてのご意見でございます。

令和元年 10 月指定の『いくいく！淫魔ちゃん』について、昨今の指定図書と違い修整はなされており、指定には反対であるという旨のご意見でございます。また、令和 2 年 1 月指定の「やましい恋のはじめかた」「やましい恋のはじめかた初回限定版」2 誌同時指定について、このような販売方法は出版社の営業努力であり、内容が同一なのであれば、指定の数は 1 誌となるよう答申内容を工夫するべきという趣旨のご意見でございます。

どちらの図書につきましても、条例に従いまして、事前に打ち合わせ会で自主規制団体からいただいた意見を添えて健全育成審議会に諮問し、指定やむなしのご意見および答申をいただきまして指定を行ったものでございますので、ご意見として受け止めることといたしてございます。

都民の申出の 6 月処理分でございます。メールによるものが 1 件ございました。

不健全図書の指定に関するもので、「週刊少年漫画誌に袋とじがあり、内容が過激なものであった」という内容の申出でした。事務局において申出のあった図書を確認したところ、性的描写はあるものの、これまでの指定図書類と比較して著しく性的感情を刺激するものとはいえないため、条例施行規則第 15 条第 1 項の指定基準に該当せず、不健全図書類として諮問するに至らないものと判断をいたしました。

また、過去に発売された週刊少年漫画誌にも性的な描写がある旨の申出がございましたが、

これは令和元年 10 月処理分で報告したものと同内容でございます。条例施行規則第 15 条第 1 項第 1 号の指定基準に該当しないものと判断をしております。

都民の申出に関する報告は以上でございます。ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、次に次回審議会に諮問予定の映画でございます。2 本でございます。

作品名は『マロナの幻想的な物語り』および『靴ひも』でございます。既に試写会についてご案内申し上げますが、映画会社より連絡がございまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止によりまして、試写室の席数が非常に少なくなっているとのことでございます。また、事前の席の確保もできないという連絡がございました。

本日、十分な数の DVD をご用意させていただいておりますので、ご希望の方は事務局職員へお申し出いただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○会長 では、以上の 2 つ、メールによる都民の申出の件と、それから今後の諮問映画の件について説明がございましたけれど、何かご意見やご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、以上で調査・審議事項は終了いたします。

○会長 事務局、どうぞ。

○若年支援課長 事務局から、審議会運営要領の改正案について説明させていただきたいと存じます。本来であれば、本日の審議会前にあらかじめご説明させていただくべき事項ではございますが、この間、委員の皆様には十分なお説明ができておりませんでしたので、変則的ではございますが、審議会をいったん中断いただき、審議会前の事前の説明という位置づけで、改正案の説明をさせていただく時間を取らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 よろしいでしょうか。では、そのようにいたします。

(審議会中断)

○会長 審議会を再開いたします。傍聴人の方が再入室されるため、図書名が分かる資料等はしまっておきますようお願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、説明をお願いいたします。

- 若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書3誌について諮問を行い、3誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

不健全図書の告示予定日は令和2年7月17日金曜日、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和2年7月16日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

続きまして、次回の審議会についてご案内いたします。今年度の審議会開催予定では、次回は8月3日月曜日、その次の会を9月14日月曜日とご案内しておりましたが、事務局の都合により、8月3日を中止として、9月7日の開催に変更させていただきたいと存じます。時間は同じく15時30分から、場所については後ほどご連絡を差し上げたいと存じます。

以上でございます。

- 会長 以上で説明は終了ですが、それでは最後になりますけれども、1件、私のほうから委員の皆さまにお諮りしたい件がございます。

委員の皆さまご存じのとおり、新型コロナウイルスの影響で、長らくこの当審議会を開催することができませんでした。今後、懸念されている第2波や、また起こり得る最悪の状況も考慮して、リスクをできるだけ避けつつも審議会としての務めを果たしていける方策、現段階で備えておくべき方策、そういうことにつきまして事務局とも検討してまいりました。

その方策ですが、審議会を開催することが困難な状況になった場合には、条例に定めがございます小委員会を開催できるよう、あらかじめこの審議会が持っています運営要領に定めておくということについて、本日、ご提案をし、またご意見をいただきたいと思います。

そのご提案の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

- 若年支援課長 それでは、本審議会の運営要領の改正についてご説明をいたします。

お配りしております小委員会に関する条例等の抜粋をご覧いただきたいと思います。

条例第24条の2では、不健全図書類の指定に関する事項について、必要があると認めるときは、小委員会を設置することができる旨の規定がございます。

小委員会は会長を委員長とし、本審議会委員の各号から1名ずつ、計6名で構成され、小委員会の議決をもって審議会の議決とすることとなっております。

小委員会の設置等につきましては、運営要領に定められておりまして、その設置について

は、7（1）のア、イの場合に限られております。

また、この運営要領は、審議会の委員の皆さまによる確認により定めてきているものでございます。

下段の改正についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、健全育成審議会を開催できない場合に小委員会を開催できるよう、記載のように改正をしたいとの案でございます。

具体的には、新たに運営要領7（1）のア、イに続きまして、ウとして「新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大防止の必要性から、審議会を開催することができない場合」を追加、また（4）の「会長は、小委員会の決議について、直近の時期に開催される審議会に報告し、その確認を受けなければならない。」に続きまして、「ただし、相当の期間審議会を開催することができない場合は、速やかに書面にて審議会委員に報告しなければならない。」とただし書きを追加、加えて文言修正になりますが、「会長は」を「委員長は」に修正するというものでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、不測の事態というか、私たちとして起きてはほしくない、しかし第2波が来るといような事態、そのときの万一の備えをしておきたいという提案でございます。

委員の皆さまで、今の提案について何かご意見がございましたら、お願いいたします。

○栗下委員 この審議会においては、皆さまご承知のとおり、表現の自由の問題もございまして、多くの方々からご注目をされているところもあります。ですので、できる限り皆さんが参加の正式な審議会で慎重に進められるべきものだというふうに思っております。小委員会は6人のメンバーだけで開催をするということで、この緊急事態下においては、そういった選択肢が選択され得るということも一定は理解はしますけれども、その選択については極めて慎重に行っていただきたいと思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

他の委員の方、いかがでしょうか。また、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○山田委員 では、よろしいでしょうか。

○会長 はい。

○山田委員 今、議論されているのは小委員会を設置する場合の条件を少し増やすということだと思っております。これについて、今、新型コロナウイルス感染防止に限定した規定の仕方がされていると思うんですけれども、恐らくこれを読まれた方は、じゃあ新型コロナウイルス以外の感染症の場合はどうなるんだというふうなご懸念、その場合も幅広くカバーしておくような条項のほうが、より柔軟な運営ができるのではないかというふうなご意見を持たれる方もいらっしゃるのかなとは思っておりますけれども、私個人としましては、表現の自由に対する制限をする場合には、可能な限り最大限配慮であったり、また公開での審議という原則が尊重されるほうが望ましいと思っておりますので、つまり今回、例外になる小委員会の設置を広げるような場合については、明確に限定的に規定するほうが望ましいのではないかというふうに思っております。

○会長 ありがとうございます。

他の委員の方、いかがでしょうか。

○高島委員 今、お二方の委員の方から、新型コロナウイルスに関連するものに限定すべきだというご意見、確かに表現の自由ということであれば、できるだけこの体制でやるのが私もふさわしいと思っております。ただ、現実、コロナウイルスの影響で数カ月この委員会が開かれなかったということもあります。表現の自由を守ることはとても大切ですが、この審議会の目的自体、青少年の健全な育成に関する条例。私、直接、高校生とも触れ合うところもございまして、そういったところでバランスということも考えますと、どうしてもこういった会が開けない場合には、やはり小委員会でも、ある程度定期的にかかれることのほうが望ましいのではないかと考えます。

そういったときに、この新型コロナウイルスの後ろに、もし「等」というのが入っていれば、これはそういった強い感染症ということでのみに、拡大解釈という話がありますが、限定されるものと私は考えまして、重要なのが感染症拡大防止の必要性から、これが明確であれば、この審議会を開催すること、それで大きな審議会を開催することができないというふうに解釈できるのではないかと考えて、この新型コロナウイルス等の「等」を入れておいたほうが、新型コロナウイルス自体も全く想定できないものでした。また、このようなことが、この後、どういった形で起こるか分からない。でも、また、この案を改正するとすると、またこういった皆さまにお集まりをいただかないと難しいということであるならば、この拡大

解釈というのが危険なのはよく分かります。ただ、ここで言っているのは感染拡大防止の必要性から、こういった会議が開かれない状態が長期に続くんだということで解釈するのは間違いないと思うんですね。それが何のウイルスであれということであるならば、私は表現の自由は守るべきであるというのは理解できております。

ただ、一方で、青少年の健全な育成に関する条例で、この審議会が動いているとすれば、そのバランスを取った形で、その他のことがあったとしても、こういった会議がどうやっても開けない場合には、小委員会がその他のウイルスでも開かれるようにしたほうがいいのではないかというふうに考えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○栗下委員 今の高島委員のご意見についてですが、小委員会を、じゃあ他の感染症が新たにはやったときに開けるようにする、これについては書面で皆さんに合意をいただくですとか、持ち回りの承認でも私は可能であると。また、そういう事務局からの認識が先ほど示されたというふうに思いますので、ここはできる限り表現の自由について尊重をいただければというのが私の意見であります。

○高島委員 私としては、文言にこだわるというよりも、そういった他の不測の事態が起きたときに迅速に対応できることであれば、それならば特に異論を唱えることはございません。

○会長 今、ご意見を伺っていますのは、改正をする提案の中に書いてございます「新型コロナウイルス感染症拡大防止の必要性から」という部分に、「新型コロナウイルス等感染症拡大防止の必要性」を入れておくほうが、違うウイルスで同じような事態が起きたときに即時対応ができていいのではないかというご提案でございますね。

先ほどの栗下委員のご意見は、入れなくても円滑な対応ができるなら、それはそれでいいじゃないか。

○栗下委員 そういうふうに書面での対応ができるというふうに、先ほど認識が示されたと思いますので、そういったことです。

○会長 他の委員の方、今のご提案を含めていかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○早坂委員 私は高島先生の意見に賛成をいたします。表現の自由に密接に関わる健全育成審

議会なので、小委員会、すなわち委員長プラス5人の委員、6人で決めるということではなくて、可能な限り19人で開催をすべきことを常に考えなければいけないというふうに思っています。とはいいいながら、実際問題、この4カ月間開かれていないということで、開かれていないということは、私たちが審議することが全く世の中に反映されていない状況が4カ月続いたということで、これはいかんということで今回の議論が始まっているんだろうと思います。

それを理解した上でなんですけれども、「等」ということで含めるべきだ、あるいは限定的にすべきだという話のところなんですけど、そもそも「等」というのはどこに入れるかという話なんですけど、「新型コロナウイルス感染症拡大防止の必要性等から」というふうにすると、拡大解釈の恐れがたぶん出てまいりますけど、「新型コロナウイルス等」、先に「等」が入って「感染症拡大防止の必要性から」となると、あくまで感染症に係った話なので、「等」を入れるか入れないかという話の前に、「等」というのはどこに入れるんだという話が大事であって、「等」というのは、私は「新型コロナウイルス等感染症拡大の防止の必要性から」とすれば、あくまで感染症拡大防止の必要性なので、何人かの委員の先生がご懸念をされた拡大解釈ということにはならないんだろうというふうに思います。

逆にこれを入れないと、今回、期せずして新型コロナウイルスがはやってしまって、4カ月間、この会議が開けていなかったのも、また同じようにもし明日から新たなるウイルスが発生して、これが前段のほうに「等」が入っていないということになると、また4カ月開けない、6カ月開けないということになるので、今回の経験から何も学んでいないなということに私はなると思うので、「等」をどこに入れるかということが、もう一回繰り返しになりますが、ポイントになろうかと思いますが、「新型コロナウイルス等感染症拡大防止の必要性から」とすれば、何ら問題はないということだというふうに私は理解します。

以上です。

○会長 今、ご意見を伺っていますのは、基本的にはこの設置の改正案を入れることについては特にご反対の意見は伺っておりませんが、こここのところにウイルス等の「等」を入れて同じ改正要領にしたほうがいいのではないかというご意見を何人かからいただいているところと理解しています。

これにつきまして、またそれから全体を含めて、委員の皆さままで意見を言っておきたいという方がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

では、不測の事態、今後の将来に向けて、できる限りはこの審議会 19 人での審議を進めていくことを最大限に努力しつつも、万一の事態に備えて、これはこの審議会の確認事項でございますので、運営要領を基本的には小委員会が設置できるように、このように改正する案については皆さまご賛成ということで、ひとまずよろしいでしょうか。事務局から示していただいているウのような文言修正をきちんと入れておくということについては賛成だということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 その上で、新型コロナウイルス、ここに COVID-19 というのが書いてございますけれど、ウイルスが変化して違うウイルス名になるかもしれないし、いろんなことを考えたときに、ここまで縛っておくと、いざというときに機能しないんじゃないかというご懸念が委員の何人かの方から出ていると思います。

そういうことを前提にした上で、どうでしょうか、事務局のほうで、どう正しく修正を文言的に、法律的に入れることが、この審議会の委員の皆さんの総意に合うかということで、文言をご検討いただくということはいかがでしょう。

事務局、どうでしょう。

○若年支援担当部長 今の委員の皆さまのご発言を勘案して、事務局のほうで検討をさせていただきたいと思います。

○会長 よろしいでしょうか。

では、それを事務局でお願いしたいと思いますが、他の委員の方で、やはりこれについてこの場での意見を事務局に言っておきたいという方がいらっしゃいましたら、最後をお願いいたします。原案はもう一度検討していただくことにします。

皆さん、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、万一に備えて小委員会が設置できるようにするところまでは、この審議会としては全員の確認をしたということで、次に具体的な文言をもう少し委員の皆さまの趣旨に合うものに検討を重ねていただくということで、事務局、お願いいたします。

よろしいですか。

では、本日は長い時間になりましたけれども、これで本日の審議会は終了いたします。

次回は、先ほど事務局から説明がありましたように、9月7日でございます。お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。

では、本日はありがとうございました。

午後5時36分閉会